資料１

坂城町

第６次長期総合計画 策定方針~~（案）~~

坂城町 × SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標

１　この方針について

平成23年度（2011年度）から10か年の町政運営の基本構想を定めた第５次坂城町長期総合計画「人がともに輝く ものづくりの町 －共生の明日 自然・人・産業－」の計画期間が令和２年度（2020年度）をもって満了を迎えることから、令和３年度（2021年度）を始期とする第６次坂城町長期総合計画（以下「次期計画」という。）の策定を進めるに当たり、基本的な方針を示すものです。

２　次期計画の策定についての基本的な考え方

⑴　計画の位置付け

長期総合計画は、町政運営の基本となる計画であり、町の施策の実施、各分野における個別の計画の策定に当たっては、長期総合計画との整合を図るものとします。

また、平成23年８月の地方自治法の改正により、市町村の基本構想の策定と議会の議決を経ることを義務付けていた規定が廃止されましたが、次期計画についても、町政運営の基本となる計画として、住民の代表である議会の議決を経て策定することとします。

⑵　基本的な考え方

ア　重点事項や優先順位を明確にした計画づくり

将来にわたる住民福祉の観点から、重点的に取り組むべきこと、優先して取り組むべきことを明確にし、計画づくりを行います。

イ　住民協働による計画づくり

計画の策定過程において、住民参加の機会を設け、住民と共に考え、協力し、協働による計画づくりを行います。

ウ　分かりやすい計画づくり

計画の構成については、住民にも分かりやすい体系とするとともに、平易な表現による計画づくりを行います。

エ　実現性・実効性を確保した計画づくり

人口減少・少子高齢化の影響を踏まえた将来の人口動向や財政状況等を想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画づくりを行います。

オ　成果による適切な進行管理が行える計画づくり

施策の成果を指標等により明確に把握し、ＰＤＣＡサイクルを活用した適切な進行管理により、効果的かつ効率的な事業展開を図ることができる計画づくりを行います。

３　計画策定に当たって配慮すべき視点

次期計画の策定に当たっては、次の社会的な背景に配慮しながら策定します。

⑴　少子化・人口減少社会

将来にわたり活力ある持続可能な町を実現するため、人口の将来展望の達成に向けた「まち創生」の取組を進める必要があります。

また、労働人口の減少に伴い、女性や高齢者、障がい者の就労、外国からの就労者の増加を踏まえ、互いに個性を尊重し、いきいきと暮らすことができる地域をつくるための取組を進める必要があります。

⑵　高齢社会の進展

団塊の世代が75歳を迎える「2025年問題」など老年人口の急速な増加を見据える中で、誰もが住み慣れた地域で生活することができるための取組を進める必要があります。

⑶　防災・減災対策

近年の大規模な地震や風水害による被害の発生や、県内においても活断層地震等の大規模災害が想定されている中、住民の生命と暮らしを守るため、防災・減災対策の一層の強化を図る必要があります。

⑷　社会資本の老朽化

交通インフラや公共施設の老朽化が進む中、その適正な管理を図り、持続可能な行政サービスを提供していくため、交通インフラの更新・長寿命化、公共施設の適正配置に向けた複合化や統廃合などの取組を計画的に進める必要があります。

⑸　新たな交通網の整備と産業拠点の形成

国道18号坂城更埴バイパスや県道インター先線の整備による利便性の向上を最大限に活かし、これらを見据えたまちづくりと産業拠点の形成に向けた取組を進める必要があります。

⑹　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した、2030年（令和12年）を期限とする国際目標の達成に寄与するため、ＳＤＧｓ※の理念や目標を踏まえた取組を進める必要があります。

※　ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）：2015年９月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

４　計画の構成

第５次までの長期総合計画は、将来のまちづくりに向けた「基本構想」及びこれを具体化するための「基本計画」、さらに、基本計画を計画的に推進するための具体的な事業を位置付ける「実施計画」から構成され、施策を推進してきました。

次期計画においても、これまでの構成を引き継ぎ、施策の方向性を階層に分けて位置付けることで、分かりやすく、かつ、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、基本構想・基本計画・実施計画の３層構造で構成することとします。

５　計画期間

「基本構想」の計画期間は、令和３年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10か間、「基本計画」は令和７年度（2025年度）までの５か間の計画期間とします。また、「実施計画」は３か間の計画期間とし、毎年度見直しを行うものとします。

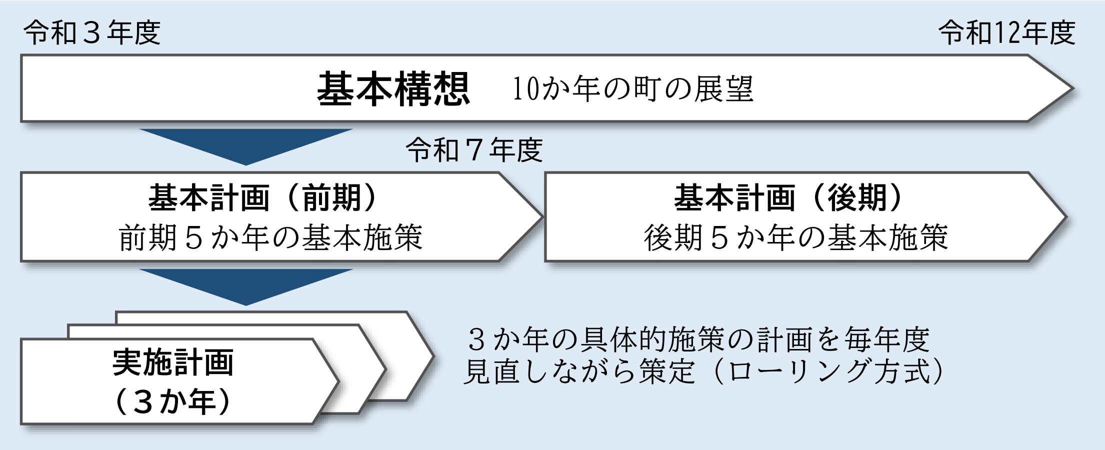

次期計画の構成と計画期間

６　策定体制

⑴　附属機関

坂城町総合計画審議会

学識経験者、関係団体、住民自治組織の代表及び関係行政機関の職員により構成し、総合計画の策定について、町長の諮問に応じて調査・審議を行います。

⑵　行政内部の検討組織

企画会議　町長ほか理事者による計画案の検討及び決定を行います。

坂城町総合計画策定委員会　副町長及び課長等により構成し、総合計画の策定に必要な事項の調査検討を行います。

⑶　長野大学との連携

連携協定に基づき、計画策定のための調査への協力や計画原案の作成支援を依頼します。

7　住民参加

次期計画の策定に当たっては、将来を見据えたまちづくりの方向性について、住民協働による検討を行うため、関係団体の代表者等から構成される「総合計画審議会」を設置するとともに、検討の段階に応じて住民目線による課題の抽出、施策の方向性の確認、多様な主体の意見を反映した計画づくりを行います。

⑴　住民アンケート調査

⑵　地区別懇談会、関係団体との懇談会の開催

⑶　公募による意見聴取

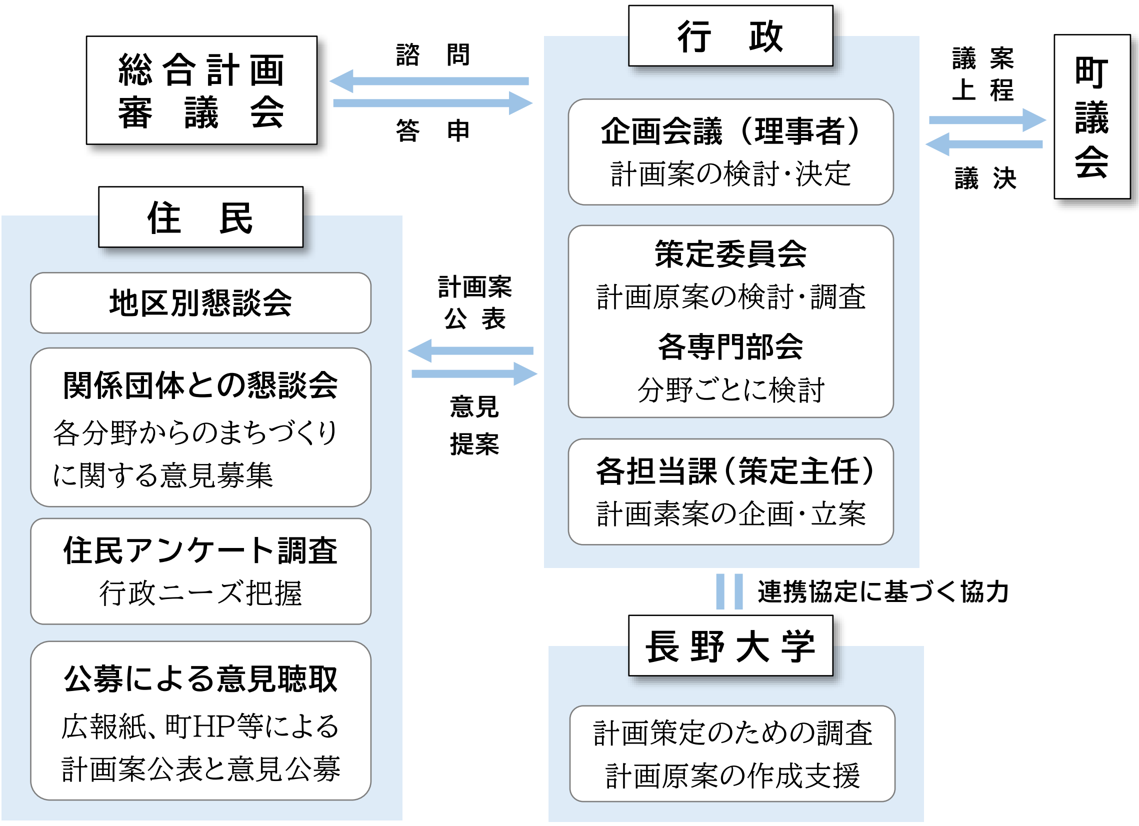

総合計画策定体制と住民参加

８　策定スケジュール

次期計画策定スケジュールは、概ね次のとおりです。

令和元（2019）年	８月	第５次長期総合計画の事業検証作業
	10 月	事業検証ヒアリング
	11 月	第１回総合計画審議会　総合計画 諮問
	冬	住民アンケートの実施
令和２（2020）年		基本構想素案・基本計画素案の作成
	9 月	計画素案ヒアリング
	10 月	第２回総合計画審議会　素案検討
		地区別懇談会、各団体との懇談会
		基本構想素案の公表・意見公募
令和３（2021）年	１月	第３回総合計画審議会　答申
	３月	基本構想を町議会へ提案
		基本計画・実施計画策定

令和３年度～　第６次坂城町長期総合計画期間開始